

岡山市環境影響評価条例施行規則（素案）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 配慮書（第3条―第11条）
- 第3章 方法書（第12条―第22条）
- 第4章 準備書（第23条―第43条）
- 第5章 評価書（第44条―第48条）
- 第6章 対象事業の内容の修正等（第49条・第50条）
- 第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第51条―第54条）
- 第8章 報告書（第55条―第63条）
- 第9章 雑則（第64条・第65条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山市環境影響評価条例（平成30年市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の第1欄に掲げる事業の種類ごとに同表の第2欄に掲げる事業であって同表の第3欄に掲げる要件に該当するものとする。

2 条例第2条第2項第15号の規則で定める事業の種類は、次に掲げる事業の種類とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石、砂利（砂及び玉石を含む。）及び土（別表第1において「土石」という。）の採取の用に供する場所の新設又は増設の事業
- (2) 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。別表第1において同じ。）に関する試験、研究又は検査を行う施設の新設又は増設の事業
- (3) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設（以下単に「汚染土壌処理施設」という。）の新設又は増設の事業

第2章 配慮書

（配慮書についての公告の方法）

第3条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (2) 市の広報紙への掲載

（配慮書の縦覧）

第4条 条例第7条の規定により配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとし、縦覧に供する場所には縦覧簿を備え付けるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 市庁舎その他の市の施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(配慮書について公告する事項)

第5条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業の実施が想定される区域
- (4) 配慮書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (6) 条例第8条第1項の意見書の提出期限、提出先その他意見書の提出に必要な事項

(配慮書の公表)

第6条 条例第7条の規定による配慮書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 市のウェブサイトへの掲載

(配慮書についての意見書の提出)

第7条 条例第8条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(配慮書見解書等の公表)

第8条 条例第9条第2項の規定による公表は、市のウェブサイトへ掲載する方法により行うものとする。

(配慮書についての市長の意見を述べる期間)

第9条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(配慮書についての市長の意見の公表)

第10条 第8条の規定は、条例第10条第3項の規定による公表について準用する。

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第11条 第3条の規定は、条例第11条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第11条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第11条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当することとなった号
- (4) 条例第11条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第3章 方法書

(方法書についての公告の方法)

第12条 第3条の規定は、条例第13条の規定による公告について準用する。

(方法書の縦覧)

第13条 第4条の規定は、条例第13条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条中「配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）」とあるのは「方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）」と読み替えるものとする。

(方法書について公告する事項)

第14条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 条例第13条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第15条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表)

第15条 第6条の規定は、条例第13条の規定による公表について準用する。この場合において、第6条中「配慮書等」とあるのは「方法書等」と読み替えるものとする。

(方法書説明会の開催)

第16条 条例第14条第1項の規定による方法書説明会の開催の日時及び場所は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第17条 第3条の規定は、条例第14条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第14条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第18条 条例第14条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の提出)

第19条 第7条の規定は、条例第15条第1項の意見書について準用する。この場合において、第7条中「配慮書」とあるのは「方法書」と読み替えるものとする。

(方法書見解書等の公表)

第20条 第8条の規定は、条例第16条第2項の規定による公表について準用する。

(方法書についての市長の意見を述べる期間)

第21条 条例第17条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(方法書についての市長の意見の公表)

第22条 第8条の規定は、条例第17条第3項の規定による公表について準用する。

第4章 準備書

(準備書についての公告の方法)

第23条 第3条の規定は、条例第21条の規定による公告について準用する。

(準備書の縦覧)

第24条 第4条の規定は、条例第21条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条中「配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）」とあるのは「準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）」と読み替えるものとする。

(準備書について公告する事項)

第25条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第23条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表)

第26条 第6条の規定は、条例第21条の規定による公表について準用する。この場合において、第6条中「配慮書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第27条 第16条の規定は、条例第22条第1項の規定による準備書説明会について準用する。

(準備書説明会の開催の公告)

第28条 第3条の規定は、条例第22条第2項において準用する条例第14条第2項の規定による公告について準用する。

2 第17条第2項の規定は、条例第22条第2項において準用する条例第14条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第17条第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第29条 第18条の規定は、条例第22条第2項において準用する条例第14条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものについて準用する。この場合において、第18条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第30条 第7条の規定は、条例第23条第1項の意見書について準用する。この場合において、第7条

中「配慮書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書見解書等の公表)

第31条 第8条の規定は、条例第24第2項の規定による公表について準用する。

(公聴会の開催)

第32条 条例第25条第1項の規定による公聴会の開催の日時及び場所は、できる限り公聴会に参加する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(公聴会の開催の公告)

第33条 条例第25条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (2) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 対象事業の名称
- (4) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、書面によりその旨を市長に提出しなければならない旨並びに当該書面の提出先及び提出期限
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

2 条例第25条第2項の規定による公告は、岡山市公告式掲示板に掲示するほか、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のウェブサイトへの掲載

(意見の申立て)

第34条 公聴会において準備書又は準備書見解書について環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、条例第25条第2項の規定による公告があつた日の翌日から起算して10日以内に、当該意見の要旨並びに氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び当該団体における職名）を記載した書面（以下「公述申立書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の意見の要旨は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公述人の選定等)

第35条 公述申立書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、公述申立書に記載された意見の内容が環境の保全の見地からのものでないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公述申立書を提出した者のうち、同趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定することができる。

3 市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ、公述人に対し、その発言時間（以下「公述時間」という。）を制限することができる。

4 市長は、第2項の規定により公述人を選定し、又は前項の規定により公述時間を制限したときは、公述申立書を提出した者及び公述人にその旨を通知するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(議長)

第36条 公聴会は、市長が指名する市の職員が議長として主宰する。

(公述人の発言等)

第37条 公述人は、議長の指示に従い、公述申立書に記載した意見の要旨に準拠して発言しなければならない。

2 公述人以外の者は、公述人の意見について、議長の許可を得て発言することができる。

(公聴会の秩序維持)

第38条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱すものに対し退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

2 議長は、公述人の発言が制限された時間を超えたとき、公述人が前条の規定に違反したとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、公述人に対し、その発言を制限し、又は退場を命ずることができる。

3 議長は、前2項に規定するもののほか、公聴会の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

4 議長は、前3項の措置を行っても、公聴会を継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止し、又は終了することができる。

(公述申立書の提出がない場合の取扱い)

第39条 市長は、第34条第1項に規定する期間内に公述申立書の提出がなかったときは、公聴会の開催を中止し、その旨を速やかに公告するものとする。

2 第33条第2項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

(公聴会の延期等)

第40条 市長は、天災、交通の途絶その他やむを得ない理由により第33条第1項の規定により公告した日時に公聴会を開催することができないときは、当該公聴会を延期することができる。

2 前項の場合において、第42条に規定する期間内に日時を延期して公聴会を開催することが困難な場合その他公聴会を延期して開催することができないと市長が認めるときは、当該公聴会を中止することができる。

3 市長は、第1項の規定により公聴会を延期し、又は前項の規定により公聴会を中止したときは、その旨を公述申立書を提出した者及び公述人に通知するとともに、速やかに公告するものとする。

4 第33条第2項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

(公聴会の結果の記録)

第41条 条例第25条第3項の規定により作成する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 公聴会の日時及び場所

(2) 対象事業の名称

(3) 公述人が述べた意見の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過及び概要に関する事項

2 第8条の規定は、条例第25条第3項の規定による公表について準用する。

(準備書についての市長の意見を述べる期間)

第42条 条例第26条第1項の規則で定める期間は、120日とする。

(準備書についての市長の意見の公表)

第43条 第8条の規定は、条例第26条第3項の規定による公表について準用する。

第5章 評価書

(条例第27条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第44条 条例第27条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとに同表の第2欄に掲げる事業の緒元の修正であつて、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると市長が認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。

2 条例第27条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げる修正とする。

- (1) 前項に掲げる修正
- (2) 別表第2の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとに同表の第2欄に掲げる事業の緒元の修正以外の修正
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正
(評価書についての公告の方法)

第45条 第3条の規定は、条例第28条の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧)

第46条 第4条の規定は、条例第28条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条中「配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）」とあるのは「評価書及びこれを要約した書類（以下「評価書等」という。）」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第47条 条例第28条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表)

第48条 第6条の規定は、条例第28条の規定による公表について準用する。この場合において、第6条中「配慮書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

第6章 対象事業の内容の修正等

(条例第29条の規則で定める軽微な修正等)

第49条 第44条第1項の規定は、条例第29条ただし書の規則で定める軽微な修正について準用する。

2 第44条第2項の規定は、条例第29条ただし書の規則で定める修正について準用する。

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第50条 第3条の規定は、条例第30条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第30条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第30条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当することとなった号
- (4) 条例第30条第1項第3号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏

名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 第3条及び前項の規定は、条例第32条第3項において準用する条例第30条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第3号及び第4号中「条例第30条第1項」とあるのは「条例第32条第3項において準用する条例第30条第1項」と読み替えるものとする。

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

（条例第31条第2項の規則で定める軽微な変更等）

第51条 条例第31条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第3の第1欄に掲げる対象事業ごとに同表の第2欄に掲げる事業の緒元の変更であって、同表の第3欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると市長が認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第31条第2項の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 前項に規定する変更

(2) 別表第3の第1欄に掲げる対象事業の区分ごとに同表の第2欄に掲げる事業の緒元の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）

（市長が行う再度の環境影響評価その他の手続の通知の期間）

第52条 条例第31条第3項の規則で定める期間は、30日とする。

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第53条 第3条の規定は、条例第31条第7項の規定による公告について準用する。

2 条例第31条第7項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

(4) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

3 第3条及び前項の規定は、条例第32条第3項において準用する条例第31条第7項の規定による公告について準用する。

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第54条 第3条の規定は、条例第32条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第32条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第32条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

第8章 報告書

（環境保全の効果が不確実な措置等）

第55条 条例第38条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置
- (2) 希少な動植物の保護のために必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって、その効果が確実でないもの
(報告書についての公告の方法)

第56条 第3条の規定は、条例第39条の規定による公告について準用する。

(報告書の縦覧)

第57条 第4条の規定は、条例第39条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第4条中「配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）」とあるのは「報告書及びこれを要約した書類（以下「報告書等」という。）」と読み替えるものとする。

(報告書について公告する事項)

第58条 条例第39条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 報告書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第40条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(報告書の公表)

第59条 第6条の規定は、条例第39条の規定による公表について準用する。この場合において、第6条中「配慮書等」とあるのは「報告書等」と読み替えるものとする。

(報告書についての意見書の提出)

第60条 第7条の規定は、条例第40条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第7条中「配慮書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

(報告書見解書等の公表)

第61条 第8条の規定は、条例第41条第2項の規定による公表について準用する。

(報告書についての市長の意見を述べる期間)

第62条 条例第42条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(報告書についての市長の意見の公表)

第63条 第8条の規定は、条例第42条第3項の規定による公表について準用する。

第9章 雑則

(法対象事業等の意見の概要等の公表)

第64条 第8条の規定は、条例第57条の規定による公表について準用する。

(法対象事業等に係る市長の意見の公表)

第65条 第8条の規定は、条例第58条第2項の規定による公表について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。
(条例附則第5項の規則で定める許認可等の申請その他の行為)
- 2 条例附則第5項の規則で定める許認可等の申請その他の行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第68条第1項又は第2項の規定による届出
 - (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項若しくは第55条第1項の規定による許可の申請又は同法第95条の規定による協議
 - (3) 軌道法（大正10年法律第76号）第5条第1項又は軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第6条第1項の規定による認可の申請
 - (4) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による事業計画の協議
 - (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知
 - (6) 航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項若しくは第43条第1項の規定による許可の申請又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定による告示
 - (7) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出
 - (8) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許の出願又は同法第42条第1項の規定による承認の申請
 - (9) 採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可の申請又は同法第42条の2後段の規定による協議
 - (10) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項若しくは第16条第2項の規定による協議又は第10条第3項若しくは第16条第3項の規定による認可の申請
 - (11) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条若しくは第20条第1項の規定による認可の申請又は同法第43条後段の規定による協議
 - (12) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可の申請
 - (13) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第5条第1項又は第7条の規定による届出
 - (14) 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の規定による認可の申請
 - (15) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出
 - (16) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項又は第12条第1項の規定による許可の申請
 - (17) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定による意見の聴取
 - (18) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項、第9条第1項若しくは第12条第1項又は同条第4項において準用する同法第9条第1項の規定による認可の申請
 - (19) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定による認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出
 - (20) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第6項、第10条第1項若しくは第4項の規定による許可の申請又は第18条第2項若しくは第3項の規定による届出
 - (21) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更

- (22) 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第5項若しくは第6項又は附則第12条第13項の規定による意見の聴取
 - (23) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項の規定による認可の申請
 - (24) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告、同法第29条第1項、第2項若しくは第35条の2第1項の規定による許可の申請又は同法第59条第1項から第4項まで若しくは第63条第1項の規定による認可若しくは承認の申請
 - (25) 土壌汚染対策法第22条の規定による許可の申請
 - (26) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項、第85条の2第2項、第95条第2項若しくは第96条の2第2項の規定による公告、同法第85条の4第1項の規定による申請又は同法第87条の2第1項の規定による土地改良事業計画の決定
 - (27) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第51条の2第1項、第51条の10第1項、第52条第1項、第55条第12項、第71条の2第1項若しくは第71条の3第14項の規定による認可の申請又は第66条第1項の規定による事業計画の決定
 - (28) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条又は第7条第1項の規定による登録の申請
 - (29) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可の申請
 - (30) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項、第9条第1項の規定による許可の申請又は同法第9条の3第2項（第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による縦覧の開始若しくは第8項の規定による届出
 - (31) 岡山県立自然公園条例（昭和48年岡山県条例第34号）第9条第2項の規定による協議又は同条第3項の規定による認可の申請
 - (32) 岡山市埋立行為等の規制に関する条例（平成17年市条例第90号）第7条又は第10条の規定による許可の申請
 - (33) 岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例（平成14年市条例第22号）第6条第1項の規定による書面の提出又は同条例第10条第1項の規定による届出（条例附則第5項の規則で定める変更）
- 3 第51条第2項の規定は、条例附則第5項の規則で定める変更について準用する。
（岡山市環境保全条例施行規則の一部改正）
- 4 岡山市環境保全条例施行規則（平成12年市規則第164号）の一部を次のように改正する。
別表第3中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別表第1（第2条関係）

事業の種類	事業の内容	要件
1 条例第2条第2項第1号に掲げる事業の種類	(1) 道路法第2条第1項に規定する道路（同法第3条第1項第1号に規定する道路を除く。以下「一般国道等」という。）であって、同法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が自動車のみの一般交通の用に供する道路若しくは道路の部分として指定し、又は指定しようとするもの及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道（以下「自動車専用道路等」という。）の新設の事業	車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号の登坂車線，同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が2以上である道路を設けるもの
	(2) 自動車専用道路等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	改築後の車線の数が2以上であるもの
	(3) 一般国道等であって自動車専用道路等を除くもの（以下「その他の道路」という。）の新設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である道路を設けるもの
		イ C地域にあつては、車線の数が4以上であり、かつ、長さが3.75キロメートル以上である道路を設けるもの
	(4) その他の道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの	ア A地域及びB地域にあつては、改築後の車線の数が4以上であり、かつ、当該改築部分の長さが7.5キロメートル以上であるもの
		イ C地域にあつては、改築後の車線の数が4以上であり、かつ、当該改築部分の長さが3.75キロメートル以上であるもの
(5) 森林法第4条第2項第4号の林道（以下単に「林道」という。）の開設又は土地改良法	ア A地域及びB地域にあつては、幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上である林道又は農道を設けるもの	

	第2条第2項第1号の農業用道路（以下「農道」という。）の新設の事業	の イ C地域にあつては、幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である林道又は農道を設けるもの
	(6) 林道の改良若しくは農道の変更の事業であつて、林道若しくは農道の幅員を増加させ、又は新たに林道若しくは農道を設けるもの	ア A地域及びB地域にあつては、改良又は変更後の幅員が6.5メートル以上であり、かつ、当該改良又は変更部分の長さが1.5キロメートル以上であるもの
		イ C地域にあつては、改良又は変更後の幅員が6.5メートル以上であり、かつ、当該改良又は変更部分の長さが7.5キロメートル以上であるもの
2 条例第2条第2項第2号に掲げる事業の種類	(1) ダムの新築の事業であつて、河川法第8条に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの	ア A地域及びB地域にあつては、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第1号の常時満水位。以下同じ。）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が50ヘクタール以上であるもの（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者。以下同じ。）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者（以下単に「発電事業者」という。）であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。） イ C地域にあつては、貯水面積が25ヘクタール以上であるもの（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

(2) 堰の新築の事業であって、 河川工事として行うもの	ア A地域にあつては、計画湛水位（堰の新設又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水区域（以下単に「湛水区域」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）が75ヘクタール以上であるもの（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）
	イ B地域にあつては、湛水面積が50ヘクタール以上であるもの（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）
	ウ C地域にあつては、湛水面積が25ヘクタール以上であるもの（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）
(3) 堰の改築の事業であって、 河川工事として行うもの	ア A地域にあつては、改築後の湛水面積が75ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が37.5ヘクタール以上増加することとなるもの（当該堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）
	イ B地域にあつては、改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなるもの

		<p>(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p> <p>ウ C地域にあっては、改築後の湛水面積が25ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が12.5ヘクタール以上増加することとなるもの(当該堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p>
	(4) 放水路の新築の事業であつて、河川工事として行うもの	<p>ア A地域にあっては、土地の形状を変更する区域の面積が75ヘクタール以上のもの</p> <p>イ B地域にあっては、土地の形状を変更する区域の面積が50ヘクタール以上のもの</p> <p>ウ C地域にあっては、土地の形状を変更する区域の面積が25ヘクタール以上のもの</p>
3 条例第2条第2項第3号に掲げる事業の種類	(1) 鉄道事業法による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌上式鉄道、無軌条鉄道、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条の新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(全国新幹線鉄道整備法附則第6項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業	<p>ア A地域及びB地域にあっては、長さが1キロメートル以上のもの</p> <p>イ C地域にあっては、すべてのもの</p>
	(2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(1の停	ア A地域及びB地域にあっては、改良に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの

	車場に係るものを除く。)又は地下移設, 高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業	イ C地域にあつては, すべてのもの
	(3) 軌道法による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。)の建設の事業	ア A地域及びB地域にあつては, 長さが1キロメートル以上のもの イ C地域にあつては, すべてのもの
	(4) 新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(1の停車場に係るものを除く。)又は地下移設, 高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。)の事業	ア A地域及びB地域にあつては, 改良に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの イ C地域にあつては, すべてのもの
4 条例第2条第2項第4号に掲げる事業の種類	(1) 飛行場及びその施設の設置の事業	ア A地域にあつては, 長さが1,875メートル以上の滑走路を設けるもの
		イ B地域にあつては, 長さが1,250メートル以上の滑走路を設けるもの
		ウ C地域にあつては, 長さが625メートル以上の滑走路を設けるもの
	(2) 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業	ア A地域にあつては, 新設する滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの
		イ B地域にあつては, 新設する滑走路の長さが1,250メートル以上であるもの
		ウ C地域にあつては, 新設する滑走路の長さが625メートル以上であるもの
	(3) 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業	ア A地域にあつては, 延長後の滑走路の長さが1,875メートル以上であり, かつ, 滑走路を375メートル以上延長するもの
		イ B地域にあつては, 延長後の滑走路の長さが1,250メートル以上であり, かつ, 滑走路を250メートル以上延長するもの
		ウ C地域にあつては, 延長後の滑走路の長さが625メートル以上であり, かつ, 滑走路を125メートル以上延長するもの
5 条例第2条	(1) 水力発電所の設置の工事の	ア A地域及びB地域にあつては, 出力が10,

第2項第5号 に掲げる事業 の種類	事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者。以下同じ。）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	000キロワット以上であるもの イ C地域にあつては、出力が5,000キロワット以上であるもの
	(2) 水力発電所の変更の工事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）	ア A地域及びB地域にあつては、出力が10,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
		イ C地域にあつては、出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(3) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事業	ア A地域及びB地域にあつては、出力が75,000キロワット以上であるもの
イ C地域にあつては、出力が37,500キロワット以上であるもの		
(4) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事業	ア A地域及びB地域にあつては、出力が75,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	

		イ C地域にあつては、出力が37,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(5) 太陽光発電所の設置の工事業（土地の形状の変更又は樹木の伐採等を伴うものに限る。）	ア A地域にあつては、土地の形状を変更し、又は樹木の伐採等を行う区域（以下「土地の形状変更等の区域」という。）の面積（以下「土地の形状変更等の面積」という。）が20ヘクタール以上のもの イ B地域にあつては、土地の形状変更等の面積が10ヘクタール以上のもの ウ C地域にあつては、土地の形状変更等の面積が5ヘクタール以上のもの
	(6) 太陽光発電所の変更の工事業（土地の形状の変更又は樹木の伐採等を伴うものに限る。）	ア A地域にあつては、土地の形状変更等の面積が20ヘクタール以上増加するもの イ B地域にあつては、土地の形状変更等の面積が10ヘクタール以上増加するもの ウ C地域にあつては、土地の形状変更等の面積が5ヘクタール以上増加するもの
	(7) 風力発電所の設置の工事業	ア A地域及びB地域にあつては、出力が1,500キロワット以上であるもの イ C地域にあつては、出力が750キロワット以上であるもの
	(8) 風力発電所の変更の工事業	ア A地域及びB地域にあつては、出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの イ C地域にあつては、出力が750キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(9) 電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物であつて、送電用のものの設置の事業	ア A地域及びB地域にあつては、電圧が500,000ボルト以上のもの イ C地域にあつては、電圧が250,000ボルト以上のもの
6 条例第2条第2項第6号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法による公有水面その他の水面の埋立て又は干拓の事業	ア A地域及びB地域にあつては、埋立て又は干拓に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）の面積が10ヘクタール以上のもの イ C地域にあつては、埋立干拓区域の面積が5ヘクタール以上のもの
7 条例第2条第2項第7号	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業	ア A地域にあつては、施行区域の面積が75ヘクタール以上であるもの

<p>に掲げる事業の種類</p>	<p>(以下単に「土地区画整理事業」という。)である事業であって、都市計画法の規定により都市計画に定められたもの</p>	<p>イ B地域にあつては、施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>ウ C地域にあつては、施行区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p>
<p>8 条例第2条第2項第8号に掲げる事業の種類</p>	<p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業</p> <p>(2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であつて、焼却により処理する施設(以下「一般廃棄物焼却施設」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であつて、焼却により処理する施設(以下「産</p>	<p>ア A地域にあつては、埋立処分場の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積(2以上の埋立処分場所を併せて設置する場合には、それらの合計の面積。以下同じ。)が5ヘクタール以上又は設置に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ B地域にあつては、埋立処分場所の面積が2.5ヘクタール以上又は設置に係る区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p> <p>ウ C地域にあつては、埋立処分場所の面積が1.25ヘクタール以上又は設置に係る区域の面積が2.5ヘクタール以上であるもの</p> <p>ア A地域にあつては、埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上増加するもの又は設置に係る区域の面積が10ヘクタール以上増加するもの</p> <p>イ B地域にあつては、埋立処分場所の面積が2.5ヘクタール以上増加するもの又は設置に係る区域の面積が5ヘクタール以上増加するもの</p> <p>ウ C地域にあつては、埋立処分場所の面積が1.25ヘクタール以上増加するもの又は設置に係る区域の面積が2.5ヘクタール以上増加するもの</p> <p>ア A地域及びB地域にあつては、1時間当たりの処理能力(2以上の施設を併せて設置する場合には、それらの合計の処理能力。以下同じ。)が4トン以上であるもの</p> <p>イ C地域にあつては、1時間当たりの処理能力が2トン以上であるもの</p>

	業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業	
	(4) 一般廃棄物焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業	<p>ア A地域及びB地域にあつては、1時間当たりの処理能力が4トン以上増加するもの</p> <p>イ C地域にあつては、1時間当たりの処理能力が2トン以上増加するもの</p>
9 条例第2条第2項第9号に掲げる事業の種類	(1) 工場立地法第4条第1項第3号イに規定する工業団地(以下単に「工業団地」という。)の造成の事業(都市計画法第9条第12項に規定する工業専用地域において行われるもの及び土地区画整理事業であるものを除く。)	<p>ア A地域にあつては、造成に係る区域の面積が50ヘクタール以上であるもの</p> <p>イ B地域にあつては、造成に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p> <p>ウ C地域にあつては、造成に係る区域の面積が5ヘクタール以上であるもの</p>
	(2) 工場立地法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の新設の事業	<p>ア A地域にあつては、敷地の面積が50ヘクタール以上であるもの(条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。)又は排出ガス(設置されている大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体であつて、専ら水分の乾燥用その他の用途でその用途に供することにより大気汚染に係る物質が増大しないものに供されたものを除く。)の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計(以下「排出ガス量」という。)が100,000立方メートル以上若しくは水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出される1日当たりの平均的な排水(同法第2条第6項に規定する排水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより、汚濁負荷量が増加しないものに供されたものを除く。)の量(以下「排水量」という。)</p>

		<p>が10,000立方メートル以上であるもの</p>
		<p>イ B地域にあつては、敷地の面積が10ヘクタール以上であるもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス量が100,000立方メートル以上若しくは排出水量が10,000立方メートル以上であるもの</p>
		<p>ウ C地域にあつては、敷地の面積が5ヘクタール以上であるもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス量が50,000立方メートル以上若しくは排出水量が5,000立方メートル以上であるもの</p>
	<p>(3) 工場立地法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の増設の事業</p>	<p>ア A地域にあつては、敷地の面積が50ヘクタール以上増加するもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス量が100,000立方メートル以上若しくは排出水量が10,000立方メートル以上増加するもの</p>
		<p>イ B地域にあつては、敷地の面積が10ヘクタール以上増加するもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス量が100,000立方メートル以上若しくは排出水量が10,000立方メートル以上増加するもの</p>
		<p>ウ C地域にあつては、敷地の面積が5ヘクタール以上増加するもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス量が50,000立方メートル以上若しくは排出水量が5,000立方メートル以上増加するもの</p>

		るもの
10 条例第2条第2項第10号に掲げる事業の種類	新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業その他の住宅団地の造成の事業（土地区画整理事業であるものを除く。）	ア A地域及びB地域にあつては、造成に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの
		イ C地域にあつては、造成に係る区域の面積が5ヘクタール以上であるもの
11 条例第2条第2項第11号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業（土地区画整理事業であるものを除く。）	ア A地域にあつては、造成に係る区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
		イ B地域にあつては、造成に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの
		ウ C地域にあつては、造成に係る区域の面積が5ヘクタール以上であるもの
12 条例第2条第2項第12号に掲げる事業の種類	(1) 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物（以下単に「第2種特定工作物」という。）の新設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの
		イ C地域にあつては、第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの
	(2) 第2種特定工作物の増設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加するもの
		イ C地域にあつては、第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域の面積が5ヘクタール以上増加するもの
	(3) スキー場、公園（第2種特定工作物、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園、自然公園法第2条第6号に規定する公園事業によるもの及び岡山県立自然公園条例第2条第2号に規定する公園事業によるものを除く。以下同	ア A地域及びB地域にあつては、スキー場、公園又はキャンプ場及びこれらと一体となって整備される施設の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの
		イ C地域にあつては、スキー場、公園又はキャンプ場及びこれらと一体となって整備される施設の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの

	じ。)又はキャンプ場の新設の事業	
	(4) スキー場、公園又はキャンプ場の増設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、スキー場、公園又はキャンプ場及びこれらと一体となつて整備される施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加するもの イ C地域にあつては、スキー場、公園又はキャンプ場及びこれらと一体となつて整備される施設の区域の面積が5ヘクタール以上増加するもの
13 条例第2条第2項第13号に掲げる事業の種類	(1) 下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（以下単に「終末処理場」という。）の新設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、計画1日平均流入下水量（以下「平均下水量」という。）が3,000立方メートル以上であるもの イ C地域にあつては、平均下水量が1,500立方メートル以上であるもの
	(2) 終末処理場の増設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、平均下水量が3,000立方メートル以上増加するもの イ C地域にあつては、平均下水量が1,500立方メートル以上増加するもの
14 条例第2条第2項第14号に掲げる事業の種類	条例第2条第2項第8号から第13号までに掲げるものうち2以上のものを併せて実施する用地の造成等の事業（土地区画整理事業であるものを除く。）	ア A地域にあつては、造成等に係る区域の面積が10ヘクタール（条例第2条第2項第9号及び第11号に掲げるもののみを実施するものにあつては50ヘクタール）以上であるもの イ B地域にあつては、造成等に係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの ウ C地域にあつては、造成等に係る区域の面積が5ヘクタール以上であるもの
15 第2条第2項第1号に掲げる事業の種類	(1) 土石の採取（河川、湖沼、港湾、沿岸海域又は砂防指定地（以下「河川等」という。）の維持又は管理に資するための採取であると河川等の管理者が認めた場合を除く。）の用	ア A地域にあつては、土石の採取の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石の採取その他の作業の実施に伴つて発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石の採取その他の作業に伴つて生ずることが

	に供する場所の新設の事業	予想される災害の防止のために必要とされる場所（以下「土石採取場」という。）の面積が20ヘクタール以上であるもの
		イ B地域にあつては、土石採取場の面積が10ヘクタール以上であるもの
		ウ C地域にあつては、土石採取場の面積が5ヘクタール以上であるもの
	(2) 土石の採取の用に供する場所の増設の事業	ア A地域にあつては、土石採取場の面積が20ヘクタール以上増加するもの
		イ B地域にあつては、土石採取場の面積が10ヘクタール以上増加するもの
		ウ C地域にあつては、土石採取場の面積が5ヘクタール以上増加するもの
16 第2条第2項第2号に掲げる事業の種類	(1) 科学技術に関する試験、研究又は検査を行う施設の新設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、敷地の面積が10ヘクタール以上であるもの
		イ C地域にあつては、敷地の面積が5ヘクタール以上であるもの
	(2) 科学技術に関する試験、研究又は検査を行う施設を増設の事業	ア A地域及びB地域にあつては、敷地の面積が10ヘクタール以上増加するもの
		イ C地域にあつては、敷地の面積が5ヘクタール以上増加するもの
17 第2条第2項第3号に掲げる事業の種類	(1) 汚染土壌処理施設の新設の事業	すべてのもの
	(2) 汚染土壌処理施設を増設の事業	すべてのもの

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) A地域 都市計画法第7条第1項の市街化区域であつて、C地域を除くもの
- (2) B地域 都市計画法第7条第1項の市街化区域以外の区域であつて、C地域を除くもの
- (3) C地域 次のいずれかに該当する地域
 - ア 自然公園法第2条第2号の国立公園又は同条第3号の国定公園の区域
 - イ 岡山県立自然公園条例第1条の自然公園の区域
 - ウ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の原生自然環境保全地域の区域
 - エ 自然環境保全法第22条第1項の自然環境保全地域又は岡山県自然保護条例（昭和46年岡山県条例第63号）第14条第1項の自然環境保全地域の区域
 - オ 岡山県自然保護条例第16条第1項の環境緑地保護地域等の区域
 - カ 岡山県自然保護条例第18条第1項の郷土記念物の区域

キ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の生息地等保護区又は岡山県希少野生動植物保護条例（平成15年岡山県条例第64号）第18条第1項の生息地等保護区の区域

ク 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域

ケ 岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）第29条の10第1項第2号の貴重野生生物保護区の区域

2 B地域において実施しようとする事業が、都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画に適合する場合における当該事業については、A地域において実施する事業とみなす。

別表第2（第44条関係）

対象事業の区分	事業の緒元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	林道又は農道の長さ	林道又は農道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項の(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
4 別表第1の2の項の(2)又は(3)に該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
5 別表第1の2の項の(4)に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
6 別表第1の3の項の(1)又は(2)に該当する	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第1の3の項に該当する対象	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

対象事業	事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ)の位置	
	本線路(1の停車場に係るものを除く。以下同じ)の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
7 別表第1の3の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
8 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが125メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が5ヘクタール未満であること。
9 別表第1の5の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム貯水区域の位置	新たにダム貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
10 別表第1の5の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたもの	

	の別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔, 冷却池又はその他のものの別	
1 1 別表第 1 の 5 の項の (5) 又は (6) に該当する対象事業	土地の形状変更等の区域の位置	新たに土地の形状変更等の区域となる部分の面積が修正前の土地の形状変更等の面積の 10 パーセント未満であり, かつ, 5 ヘクタール未満であること。
1 2 別表第 1 の 5 の項の (7) 又は (8) に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
1 3 別表第 1 の 5 の項の (9) に該当する対象事業	電線路の電圧	電線路の電圧が増加しないこと。
	送電線の長さ	送電線の長さが 10 パーセント以上増加しないこと。
1 4 別表第 1 の 6 の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の 20 パーセント未満であること。
1 5 別表第 1 の 7 の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の 10 パーセント未満であり, かつ, 5 ヘクタール未満であること。
1 6 別表第 1 の 8 の項の (1) 又は (2) に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の 20 パーセント未満であること。
	設置に係る区域の位置	新たに設置に係る区域となる部分の面積が修正前の設置に係る区域の面積の 20 パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 14 号イに規定する産業廃棄物の最終処分場, 同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	

17 別表第1の8の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	処理能力	1時間当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号の焼却施設, 同条第5号の焼却施設, 同条第8号の焼却施設, 同条第12号の焼却施設, 同条第13号の焼却施設又は一般廃棄物の焼却施設の別	
18 別表第1の9の項の(1)に該当する対象事業	造成に係る区域の位置	新たに造成に係る区域となる部分の面積が修正前の造成に係る区域の面積の10パーセント未満であり, かつ, 5ヘクタール未満であること。
19 別表第1の9の項の(2)又は(3)に該当する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の10パーセント未満であり, かつ, 5ヘクタール未満であること。
	排出ガス量	排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
	排出水量	排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
20 別表第1の10の項に該当する対象事業	造成に係る区域の位置	新たに造成に係る区域となる部分の面積が修正前の造成に係る区域の面積の10パーセント未満であり, かつ, 5ヘクタール未満であること。
21 別表第1の11の項に該当する対象事業	造成に係る区域の位置	新たに造成に係る区域となる部分の面積が修正前の造成に係る区域の面積の10パーセント未満であり, かつ, 5ヘクタール未満であること。
22 別表第1の12の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域の位置	新たに第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であり, かつ, 5ヘクタール未満であること。
23 別表第1の12の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	スキー場, 公園又はキャンプ場及びこれらと一体となって整備される施設の区域の位置	新たにスキー場, 公園又はキャンプ場及びこれらと一体となって整備される施設の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であり, かつ, 5ヘクタール未満であること。
24 別表第1の13の項に該当する対象事業	平均下水量	平均下水量が10パーセント以上増加しないこと。
25 別表第1の	造成等に係る区域の位置	新たに造成等に係る区域となる部分の面積が修正前の

14の項に該当する対象事業		造成等に係る区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
26 別表第1の15の項に該当する対象事業	土石採取場の位置	新たに土石採取場となる部分の面積が修正前の土石採取場の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
27 別表第1の16の項に該当する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
28 別表第1の17の項に該当する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の敷地の面積の5パーセント未満であり、かつ、1ヘクタール未満であること。
	汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第1条に規定する汚染土壌処理施設の種類の別	
	処理能力又は埋立容量	1時間当たりの処理能力又は埋立容量が5パーセント以上増加しないこと。

別表第3（第51条関係）

対象事業の区分	事業の緒元	届出を要しない変更の要件
1 別表第1の1の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	自動車専用道路等と交通の用に供する施設を連結させるための自動車専用道路等の施設を設置する区域（以下「インターチェンジ等区域」という。）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 別表第1の1の項の(5)又は	林道又は農道の長さ	林道又は農道の長さが10パーセント以上増加しないこと。

(6)に該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度	林道又は農道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
3 別表第1の2 の項の(1)に該当する 対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
4 別表第1の2 の項の(2)又は (3)に該当する 対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
	堰の位置	堰の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
5 別表第1の2 の項の(4)に該当する 対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
6 別表第1の3 の項の(1)又は (2)に該当する 対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した500メートル以上の区間において変更しないこと。
7 別表第1の3 の項の(3)又は (4)に該当する	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

対象事業	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した500メートル以上の区間において変更しないこと。
8 別表第1の4の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが125メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が5ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域をいう。以下同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。
9 別表第1の5の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。

10 別表第1の5の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力, ガスタービン, 内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔, 冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
11 別表第1の5の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	土地の形状変更等の区域の位置	新たに土地の形状変更等の区域となる部分の面積が変更前の土地の形状変更等の面積の10パーセント未満であり, かつ, 5ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 別表第1の5の項の(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
13 別表第1の5の項の(9)に該当する対象事業	電線路の電圧	電線路の電圧が増加しないこと。
	送電線の長さ	送電線の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14 別表第1の6の項に該当す	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の10パーセント未満であること。

る対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
15 別表第1の7の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は2.5ヘクタール以上増加しないこと。
16 別表第1の8の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	設置に係る区域の位置	新たに設置に係る区域となる部分の面積が変更前の設置に係る区域の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
17 別表第1の8の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	処理能力	1時間当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号の焼却施設、同条第5号の焼却施設、同条第8号の焼却施設、同条第12号の焼却施設、同条第13号の焼却施設又は一般廃棄物の焼却施設の別	
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

18 別表第1の9の項の(1)に該当する対象事業	造成に係る区域の位置	新たに造成に係る区域となる部分の面積が変更前の造成に係る区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は2.5ヘクタール以上増加しないこと。
19 別表第1の9の項の(2)又は(3)に該当する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
	排出ガス量	排出ガス量が10パーセント以上増加しないこと。
	排出水量	排出水量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
20 別表第1の10の項に該当する対象事業	造成に係る区域の位置	新たに造成に係る区域となる部分の面積が変更前の造成に係る区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は2.5ヘクタール以上増加しないこと。
21 別表第1の11の項に該当する対象事業	造成に係る区域の位置	新たに造成に係る区域となる部分の面積が変更前の造成に係る区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は2.5ヘクタール以上増加しないこと。
22 別表第1の12の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域の位置	新たに第2種特定工作物及びこれと一体となって整備される施設の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

23 別表第1の 12の項の(3) 又は(4)に該当 する対象事業	スキー場、公園又はキャン プ場及びこれらと一体と なって整備される施設の区 域の位置	新たにスキー場、公園又はキャンプ場及びこれらと一 体となって整備される施設の区域となる部分の面積が変 更前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、か つ、5ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離 れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
24 別表第1の 13の項に該当 する対象事業	平均下水量	平均下水量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離 れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
25 別表第1の 14の項に該当 する対象事業	造成等に係る区域の位置	新たに造成等に係る区域となる部分の面積が変更前の 造成等に係る区域の面積の10パーセント未満であり、 かつ、5ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における 工業の用、商業の用、住宅 の用又はその他の利用目的 ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更 前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又 は2.5ヘクタール以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離 れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
26 別表第1の 15の項に該当 する対象事業	土石採取場の位置	新たに土石採取場となる部分の面積が変更前の土石採 取場の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘク タール未満であること。
	土地の利用計画における 工業の用、商業の用、住宅 の用又はその他の利用目的 ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更 前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又 は2.5ヘクタール以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離 れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
27 別表第1の 16の項に該当 する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の 10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満で あること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離 れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
28 別表第1の 17の項に該当 する対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の敷地の面積の 5パーセント未満であり、かつ、1ヘクタール未満であ ること。
	汚染土壌処理業に関する	

	省令第1条に規定する汚染 土壌処理施設の種類の別	
	処理能力又は埋立容量	1時間当たりの処理能力又は埋立容量が5パーセント 以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から50メートル以上離れた 区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。